

## 2016（平成28）年度 事業計画

### 第1部 法人事業基本方針

#### 第1章 法人事業の目的

- (1) 法人事業の目的は、手話を中心とした総合的コミュニケーション環境の整備を推進することであり、この事業を実施することにより社会に貢献します。
- (2) 法人が実施する事業は、社会福祉法に定める第二種社会福祉事業の
  - ①手話通訳事業（福祉事業）
  - ②障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービス事業（就労継続支援A型事業所の運営）に加え
  - ③生活困窮者自立支援法に基づく亀岡市生活相談支援センター事業（亀岡市委託事業）を中心とした地域貢献事業です。
- (3) 事業の実施にあたっては、障害者の意向を尊重して多様なサービスを総合的に提供できるよう創意工夫をします。
- (4) 障害者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう全力で支援します。
- (5) 職員が健康で働きがいや生きがいを持って仕事ができるよう職場環境を整えるとともに、安定した生活ができるよう労働条件の向上に努力します。

#### 第2章 基本方針

1. 厚生労働省等関係行政機関、一般財団法人全日本ろうあ連盟、一般社団法人全国手話通訳問題研究会および一般社団法人日本手話通訳士協会等関係団体と連携し手話通訳事業の充実に努めます。
  - (1) 9ブロックの手話研究委員会（班会議）を基本に、厚生労働省委託事業の「手話研究・普及等事業」である、新しい手話の創造・普及、各種団体等の発行する手話関連書籍や映像の監修等手話の研究・普及に努めます。
  - (2) 年賀寄附金助成および全国手話研修センター後援会の支援を受け、2015年度から設置した手話総合資料室での手話やろう運動等に関する貴重な資料のデータベース化、ホームページでの公開事業の充実に努めます。
  - (3) 聴覚障害者をはじめ国民に関係の深い日本国憲法や障害者権利条約等を手話で表現し、全国の関係者にホームページ等で公開します。
  - (4) 全国の聴覚障害者関係団体、施設等の要望を踏まえ、講師養成講座の拡充をはじめニーズに合った人材養成事業の拡充に取り組みます。  
2013（平成25）年度から厚生労働省から委託された「講師リーダー養成研修」の内容を充実させ、全国9会場で実施します。
  - (5) 手話通訳者全国統一試験の全都道府県での実施、受験者の増加に向け、関係団体と連携して取り組みます。

- (6) 各都道府県聴覚障害者協会や関係団体のご協力のもと、全国手話検定試験での受験者 9,500 人目標に向け取り組むとともに、各都道府県協会の負担軽減が図れるような運営体制確立に向け努力します。
  - (7) 2013（平成 25）年度作成した手話奉仕員および手話通訳者養成のための養成テキストの普及、講師養成事業に取り組むとともに、手話通訳者養成テキスト『手話通訳Ⅲ（仮称）』の教材開発と年度内発行に努めます。
  - (8) 『新日本語—手話辞典』をはじめ、法人編集・発行の出版物の普及に努めます。
  - (9) 手話言語法制定を求める運動が全国で高揚する中、地域の自治会や商店街、学校等の皆さんとの連携をさらに密にし、京都さがの手話まつりやさがの映像祭等手話の普及、聴覚障害者の芸術文化の推進に取り組みます。
  - (10) 2016（平成 28）年 4 月から障害者差別解消法が施行されるにあたり、聴覚障害者の職場での情報保障の在り方等を提言するため関係団体の協力を得て「聴覚障害を有する公務員の雇用の実態および今後の合理的配慮のあり方についての調査・研究事業」に取り組みます。
  - (11) 2000（平成 12）年から 2001（平成 13）年に策定された手話研修所（仮称）基本構想・基本計画を総括し、今後の手話通訳関連事業の新運営方針、基本計画を策定します。併せて障害者福祉サービス事業、社会貢献事業等についても策定に向けて検討します。
2. 2013（平成 25）年 8 月から施設事業を事業委託したアイアンドエフ株式会社と連携を密にし、関係団体、関係施設および地域の方々に満足していただける施設運営に努めます。
  3. 障害者雇用の推進に寄与するため、障害者福祉サービス事業の充実に取り組みます。
    - (1) とも職員（利用者）の労働時間の延長、賃金アップを図るため、新規事業の拡充に努めます。
    - (2) とも職員（利用者）の研修の充実や職場開拓に努め、一般就労に向けて支援します。
    - (3) 各種補助金を活用して作業用備品等の充実に努め、作業能力の向上に努めます。
    - (4) とも職員（利用者）の健康管理、福利厚生の充実に取り組みます。
    - (5) 法人職員に対し、障害者の理解を深める研修を継続的に行い、とも職員（利用者）の人権擁護、働きやすい環境の整備に努めます。
  4. 社会貢献事業の充実に努めます。
    - (1) 2015（平成 27）年度に引き続き、生活困窮者自立支援法に基づく亀岡市からの受託事業「亀岡市生活相談支援センター事業」の推進を図り、生活困窮者への就労支援、その他の自立に関する相談支援に取り組みます。
    - (2) 2012 年度立ち上げたソーシャルビジネス事業の推進を図ります。具体的には、亀岡市内で耕作放棄地を借用し、無農薬（減農薬）・有機栽培の米や京野菜を栽培し、全国手話研修センター（コミュニティ嵯峨野）のレストラン、京都テルサカフェラウンジ「凜」等に提供します。

また、この農作業については、就労準備支援事業参加者の就労体験の場として活用します。

- (3) 南丹地域の市町村と連携し、生活困窮者等を対象とした就労準備支援事業に取り組みます。

### 第3章 健全経営の確立

1. 各事業において収入増に努力するとともに、支出の見直しを行い、2016年度剰余金が確保できるよう努力します。
2. 法人事業基本方針の完全実施に向け全力で取り組みます。
3. 就労継続支援事業を中心とした法人事業の第三者評価、法人事業の外部監査の実施に向けて取り組みます。
4. 全国手話研修センター後援会と連携し、後援会活動の充実に向け努力します。

### 第4章 事業推進体制の確立

1. 経営基盤も安定してきたことから、職員の待遇改善に取り組みます。
2. 職員の健康診断や特殊健康診断、専門家による健康相談の充実に努め、職員が健康で働ける職場環境の整備に取り組みます。
3. 全職員研修、課題別研修の実施、および外部研修への参加等職員の資質向上に向け努力します。
4. 当法人は手話通訳事業（福祉事業）、障害者福祉サービス事業、社会貢献事業と職務内容が多業種にわたるため、職員間の定期的交流、各種会議の充実、文書による指示伝達を通じ、全職員の相互理解と情報の共有化を通じ、職員の団結と労働意欲の向上に努めます。

## 第2部 福祉事業計画

### 第1章 人材養成事業

人材養成課は、手話通訳に関わる人材、また聴覚障害者関係施設等職員など聴覚障害者に係る教育や福祉の人材養成・研修事業と、カリキュラムの研究・開発を進めていきます。現在の社会情勢を踏まえ、各地域からの要望がある事業も含め、次の分野の事業を進めます。

1. 専門性向上を目指した手話通訳者・手話通訳士の研修プログラム開発と研修
2. 養成担当講師研修会のカリキュラム開発と育成
3. 聴覚障害者関係施設職員、ろう学校教員等、聴覚障害者と関わる人材の育成

#### 第1節 委託事業

1. 手話通訳者・手話通訳士現任研修等事業（厚生労働省委託事業）

##### (1) 手話通訳者・士現任研修

- ①手話通訳者現任研修は参加者の増加を目指して取り組みます。また、研修内容や

開催方法を検討し、意義のある研修会となるよう努めます。

- ・ 現任研修は、京都、富山、秋田、神奈川での開催予定
- ・ 手話通訳士試験対策は、京都、岐阜、埼玉、岡山での開催予定

②手話通訳士現任研修についても、意義のある研修会となるよう開催内容や方法などを検討します。

- ・ 現任研修は「福祉」をテーマに京都、石川、福島、高知での開催予定
- ・ 基礎研修・政見放送は、京都、宮城、東京、福岡での開催予定

## 2. 養成担当講師の養成（厚生労働省委託事業）

2014（平成 26）年度から改訂テキストを使用した養成担当講師連続講座を下記の予定で開催します。開催日、開催地などの詳細は今後、地域や関係機関と協議して決定していきます。

①手話奉仕員養成		青森県、東京都、長崎県
②手話通訳者養成	I	千葉県
③手話通訳者養成	II	静岡県、広島県
④手話奉仕員養成	講義編	開催地 未定
⑤手話通訳者養成	講義編	// //

## 第2節 自主事業

### 1. 手話通訳者全国統一試験

2015（平成 27）年度は、46 都道府県4政令指定都市で実施されました。

2016（平成 28）年度は全都道府県で実施できるよう引き続き調整します。

- (1)「全国統一試験」試験委員会の開催
- (2)「全国統一試験」説明会の開催
- (3)「全国統一試験」の実施

実施日：2016年12月3日（土）

### 2. 各種研修会の開催

- (1) 手話通訳者のためのわかりやすい国語研修

手話通訳者に求められる国語の力を向上し、通訳技術の向上、手話通訳指導者の能力向上を図り、試験合格者の増加をめざします。

- (2) 聾学校等教職員に対する手話研修

聾特別支援学校職員等を対象に全国手話検定試験とリンクした手話実技研修を実施します。

- (3) 聴覚障害者関係施設等職員研修

聴覚障害者情報提供施設、聴覚障害者関係施設や団体等の職員研修を実施します。

- |         |            |      |
|---------|------------|------|
| ①新入職員研修 | 日程：2016年6月 | 2泊3日 |
| ②管理職員研修 | 日程：2017年1月 | 1泊2日 |

- (4) その他 必要に応じて研修および学習などを開催

### 3. 出版関係事業

書籍およびビデオの発行を行います。

- (1) 「手話通訳者全国統一試験をめざす人たちの学習教材 16」の発行（予定）
- (2) 「手話通訳者の学舎 2015『医療と介護』」の発行（予定）
- (3) 「手話通訳者の学舎 2016『労働』」の発行（予定）

### 4. 新規事業

下記に内容をあらたに検討し実施します。

- (1) 講師登録制度の実施
- (2) 手話および手話通訳養成に係る補助教材の作成・販売
- (3) 手話通訳士養成のためのテキスト作成

## 第2章 全国手話検定試験事務局

### 第1節 第11回全国手話検定試験の実施について

#### 第10回全国手話検定試験の実施結果より

全国手話検定試験は、第1回実施時受験者数2,103名と比較すると、年々受験者数は増加しています。申込者数においては、第6回以降8,000名を突破し、着実に、本試験が徐々に浸透定着してきたと考えられますが、5級および4級の受験者数が伸び悩み傾向にあります。

そのため、第9回試験に続き、第10回試験においても、団体試験（別日程）を実施することで5級および4級の受験者数を確保することに努めました。その結果、2015（平成27）年度初めて9,400名を超えました。

しかし、本試験の実施目的である手話の普及という面から考えると、さらに周知の工夫を凝らし、より多くの受験申込者数を確保することが課題となります。

反面、受験者数が増えることにより、面接委員の確保、会場確保等が困難になりつつあります。今後さらに受験者が増加することを想定し、全体的な運営について検討する必要があります。

2016（平成27）年度の収支状況は、参考書（改訂版5級～2級、準1級・1級・筆記試験対策テキスト）等の印税収入および寄付金の継続により、収支状況のバランスが何とかとれましたが、より安定的な運営を図るためにも収入の確保に加え、経費の削減に努める必要があります。

これらを踏まえ、2016（平成28）年度は次の方針で取り組みます。

#### 1. 試験実施

##### (1) 試験日時

2016年10月15日（土）	5級	10:00～12:30（予定）
	4級	14:00～16:30（予定）
16日（日）	3級	10:00～12:30（予定）
	2級	14:00～17:00（予定）

22日(土) 準1級 10:00~13:00(予定)  
1級 13:00~17:00(予定)

(2) 会場数：47都道府県 52会場

\*全都道府県での試験開催実施

\*団体試験(別日程)前期および後期試験開催実施

(3) 受験申込目標数

受験申込者9,500名を目標に取り組みます。

2. 安定した収入の確保に向けて取り組みます。

①個人および団体申込みの受験者増加(PR工夫)

※「受験の手引き」、ホームページ、新聞社等幅広く周知します。

※中央法規出版と連携をとり、昨年同様、参考書等を配本する際に、書店に「受験の手引き」を置いてもらい周知に努めます。

※全国聾学校長会事務局を通して聾学校職員等への周知に取り組みます。

※昨年に引き続き、手話講習会担当講師に働きかけることで、受講者への周知に努めます。

②47都道府県での5級・4級・3級・2級の試験開催をめざします。

③準1級・1級試験開催実施会場数を増やすために働きかけをします。

昨年度に引き続き、準1級・1級試験開催実施については、受験者の利便性を図ることも考慮し、各都道府県に対し実施伺いを送付し、できるだけ多くの会場で実施できるよう働きかけます。

3. 団体受験について

受験者の利便性を図り、試験会場の分散化を図るため、本試験とは別日程でニーズのある学校関係、さらに企業、施設等を追加し実施します。

(1) 実施方法

集団受験者がいる学校、企業、施設等と連帯し、その団体施設を会場として試験を実施します。

(2) 団体(学校、企業、施設等)の協力内容

①会場の提供 ②機材の確保 ③要員の手配

(3) 地元の聴覚障害者協会等の協力

①面接委員派遣および採点

4. 試験実施方法の改善

受験者数が増加し、会場および機材の確保、面接委員の確保等が困難な状況にあります。地域にとって、無理がなく、円滑に試験実施ができるよう下記の点について検討します。

(1) 4級面接委員体制(1人体制の継続、面接質問表の工夫)

(2) ビデオ撮影の必要性(面接委員の評価差があるため当面凍結し、面接委員のスキルアップを図る)

(3) 面接委員・要員提示数（見直し）

(4) 面接委員登録期間について 等

#### 5. 面接委員登録のための研修講師養成講座

(1) 面接委員登録のための研修を地域で開催できるよう、講師養成講座を実施します。

（2014年度および2015年度登録者に加え、できるだけ各県1～2名登録。未登録地域への働きかけをします）

(2) 東京会場で開催の方向で、参加呼びかけを行います。

(3) 同講座のための学習教材を作成します。

#### 6. 面接委員登録のための研修

(1) 面接委員を養成するために、面接委員登録のための研修を実施します。

(2) 要望のある県を中心に開催し、ブロック単位で参加呼びかけを行います。

(3) 面接委員登録のための研修の学習教材を作成します。

#### 7. 面接委員レベルアップ講座

(1) 面接委員としての資質・向上を図ることおよび更新研修として、レベルアップ講座を実施します。

(2) ブロック単位で開催します。

(3) レベルアップ講座のための学習教材を作成します。

(4) 面接委員としての資質・向上のために、また、更新研修として受講していただくよう周知します。

#### 8. 「受験者のための学習セミナー」講師養成講座

受験者のための学習セミナーを地域で実施していただくことを目的として、学習セミナーにおける目的や講師の役割、模擬試験を取り入れ講師養成講座を実施します。

※1 会場で実施予定（京都会場予定）

#### 9. 受験者のための学習セミナー

(1) 受験者の事前学習の場として、また手話学習者の学習意欲増進の場として模擬試験や学習方法の紹介を実施します。

(2) 「受験の手引き」、ホームページ等で実施会場、日程、実施級等を周知します。

また、セミナーは面接委員にとっても事前学習ができる大切な場でもあるため、活用いただけるよう地域と連携をとり、セミナー開催ができるよう努めます。

(3) 学習セミナーのための学習教材を作成します。

#### 10. その他

##### (1) 検定事務局としての関連事業

###### ① 手話合宿

\* 5級・4級・3級コース \* 2級・準1級・1級コース

※単独コースとして実施していた3級は、5級・4級とあわせて実施を試みます。

・5級～3級の受講者数をより多く確保することは、リピーター確保につながるため、周知面での工夫と同時に、内容の充実を図ります。

## ② 手話のがっこう（3月）の開催

2016（平成28）年度は、日曜日および月曜日企画として開催します。

## （2）関連書籍等の発行について

①受験者および手話学習者、面接委員などの学習支援として第10回試験問題解説集を発行します。

\*「これで合格！2016全国手話検定試験DVD付き」

（第10回全国手話検定試験解説集）2016年6月中頃発行予定

②基本単語の見直しに伴い、参考書「手話でステキなコミュニケーション DVDで学ぶ手話の本」全級の改訂版の発行をします。

## （3）「面接委員レベルアップ講座」講師養成講座について

面接委員のスキルアップをするために準備を進めます。

## 第3章 日本手話研究所

2015（平成27）年度に引き続き、各研究部のより活発な取組みの促進を図るとともに、厚生労働省委託事業内容の充実を図っていきます。国内外の手話に関心を持つ言語研究機関および手話に関する学術団体とのネットワーク作りを通して、国連障害者権利条約と改正障害者基本法に明記された手話の言語的認知を関連法や施策に反映させていく国民的な運動に、ろう者を主体とする日本最初の研究機関として寄与していきます。

### 第1節 委託事業

#### 1. 手話研究・普及等事業[厚生労働省委託事業]

##### （1）標準手話確定普及研究部

①厚生労働省委託事業の運営を基本とし、司法分野、教育分野、通信・放送分野等における手話研究を広げるため、あらゆる関係省庁および企業に働きかけます。

②2015（平成27）年度に引き続き、手話単語の確定にあたって2016（平成28）年度「新しい手話」パブリックコメント募集を実施します。

③確定した手話単語の映像をウェブサイトにて公開するとともに、全日本ろうあ連盟、CS 障害者放送統一機構、聴覚障害者情報提供施設協議会などと連携して、確定手話等の普及に努めます。

④当事者団体、任意の各団体、各グループの実施する手話調査、研究、開発、普及事業については、研究員派遣を含むノウハウ提供等に積極的に協力すると共に、手話単語の確定については「標準手話確定普及研究部」本委員会が最終確定を行うシステムの確立に努めます。

- ・本委員会を年4回実施します。（6月～2月予定）

- ・全国9班での班会議を年4～8回開催します。（5月～1月予定）

- ・拡大本委員会を年1回実施します。（1～2月予定）

##### （2）外国手話研究部

①一般財団法人全日本ろうあ連盟の国際事業に協力するなどの中で、世界各国手話および国際手話の収集と研究に努めます。



- ②各種財団等の招聘により来日している海外のろう者に面談し、各国のろう者社会と手話に関する情報を収集します。得られた情報は、「海外のろう者へのインタビュー」として外国手話研究部HPで公表します。
- ③これまで集積した外国手話単語（生活基本語彙）のデータベースを整備保存し、外部公開として日本手話研究所HPの「新しい手話動画サイト」上で、「海外の手話」として掲載していきます。
- ④各国の地名や人名に関する手話をとりまとめ、「各国の固有名詞手話」として日本手話研究所HP上で公表するとともに、「固有名詞手話ガイドブック」（仮称）の編集を引き続き進めます。
- ⑤研究部会を年4回開催します。

## 2. 全国ろうあ者大会 研究分科会「手話」

毎年、全日本ろうあ連盟より委託を受けている全国ろうあ者大会研究分科会「手話」運営にて、標準手話確定普及研究部が「新しい手話検定（全国大会限定）&創作手話コンテスト」を引き続き開催します。

## 第2節 自主事業

### 1. 運営委員会

- (1) 年1回実施します。
- (2) ろう教育研究部・所蔵資料整備等の活動に対する助成確保を目指します。

### 2. ろう教育研究部

- (1) 新学習指導要領に基づいた、新しい小学校国語教科書の手話教材を制作しました。今後は、この活用法について検討を行います。
- (2) 聾学校等で実施されている発達検査の手話翻訳を行います。また、実施上の配慮事項等についても検討を行います。

### 3. 手話研究セミナー

研究成果の発表を目的として、第16回手話研究セミナーを開催します。

### 4. 手話総合資料室

2015（平成27年度）に全国手話研修センター所蔵資料や書籍などをデータベース化し、全国の皆さんが自由に閲覧できるよう公開ホームページで公開する事業を開始しました。引き続き全国手話研修センター後援会の支援を受け、手話やろうあ運動などに関する貴重な資料や書籍をデジタルデータ化、公開を行います。

### 5. 日本国憲法等の手話表現映像の製作

全国手話研修センター後援会の支援を受け、日本国憲法の解説動画や障害者権利条約・障害者差別解消法などの条文表現映像の製作を行います。

### 6. 地名手話収集

NHK放送技術研究所と共同して、市町村レベルの地名手話の収集を行います。

### 第3節 出版事業

1. 『手話・言語・コミュニケーション No.4』（『手話コミュニケーション研究』改題・通算64号）  
『手話・言語・コミュニケーション No.4』の編集方針を決定し、年内刊行を目指します。
2. 手話研究セミナー記録集  
手話研究セミナーの記録集として、2015（平成27）年度セミナー「第15回手話研究セミナー記録集」を作成・発行します。

### 第4節 監修・原稿執筆作業

1. （一財）全日本ろうあ連盟への「新しい手話」解説文提供  
下記の刊行物の「新しい手話」掲載のイラスト監修・動作文監修・解説文の執筆を行います。
  - ①「新しい手話2017」
  - ②日本聴力障害新聞
  - ③季刊みみ

### 第5節 その他

民間団体その他より手話監修等の依頼があった場合は、内容によっては関係団体と調整し、積極的に協力します。

## 第4章 手話普及等関連事業

コミュニケーションバリアフリーの実現を目指し、手話の普及等に取り組めます。また、文化芸術活動の推進等に努めます。

### 第1節 第14回京都さがの手話まつりの開催

手話の国民的普及と全国手話研修センターへの理解と認識を深めてもらうため、関係団体や地元自治会・商店街の協力を得て、第14回京都さがの手話まつりを開催します。

1. 実施日：2016年9月4日（日）
2. 会場：全国手話研修センター敷地内

### 第2節 第13回さがの映像祭の開催

コミュニケーションバリアフリーの映像文化の創造と普及を図るため、聴覚障害者が制作した映像コンクール等を内容とした第13回さがの映像祭を開催します。関係団体等と連携し、さらに充実した企画を目指します。

1. 実施日：2017年1月～2月実施予定
2. 会場：未定（候補：同志社大学寒梅館）

### 第3節 ギャラリー展示の活用

聴覚障害者、関係者および京都府市民等の個人、グループの文化芸術活動を支援し、ギャラリー展示を活用することで手話の普及、障害者の文化芸術活動を推進します。

1. 絵画・写真などの芸術作品の展示

### 第4節 各種研修事業の実施

手話言語法や障害者差別解消法など、社会状況、社会制度の変化に応じて適宜、取り組みます。

## 第5節 講師派遣・施設案内等事業

関係団体等の事業を推進するため、講師調整および講師の派遣を行います。  
また、施設案内に取り組みます。

## 第6節 手話通訳者派遣事業

研修センター事業および関係団体等に手話通訳者を派遣します。

## 第5章手話通訳者等養成テキストの開発事業

### 第1節 手話通訳Ⅲテキスト（仮称）開発事業

一般財団法人全日本ろうあ連盟と調整しながら、手話通訳者養成テキスト『手話通訳Ⅲ（仮称）』について、2017年1月末発行に向けて、教材開発に取り組みます。

## 第6章 講師リーダー養成研修事業（厚生労働省委託事業）

厚生労働省委託事業として、手話奉仕員および手話通訳者養成講師団のリーダー養成を目的に、全国9ブロックにおいて「講師リーダー養成研修」を実施します。

## 第7章 出版事業

法人全体として出版物について検討します。

東京オリンピック・パラリンピックを視野にいれた聴覚障害関連書籍出版について、関係団体に提案をします。

関係団体との連携・調整を図りながら出版します。

## 第8章 調査・研究事業

「聴覚障害を有する公務員の雇用実態および今後の合理的配慮のあり方についての調査・研究事業」において、アンケート調査、訪問調査等を実施し、聴覚障害公務員の実態を把握して合理的配慮のあるべき姿の調査・研究を行います。

## 第9章 スタジオ機器の活用

当センターの中心的な本来事業である人材養成等の映像教材作製のためのスタジオ機器について、当センターとして使用しない時期には、積極的に関係団体に貸し出すなど、その有効活用を図り関係団体等の事業の支援を行います。

## 第3部 障害者福祉サービス事業計画

### 第1章 事業目標

1. 障害者雇用の推進を図るため、障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービス事業（就労継続支援A型事業所）「就労支援センターとも」の充実に努めます。
2. これまで7年間培った技術を生かし、外部施設の清掃業務等自主事業の拡大に努め、とも職員の労働時間の延長、賃金向上に努めます。
3. とも職員の技術研修、施設外就労を充実させ、一般就労につながる支援に努めます。

## 第2章 事業計画

### 第1節 法人からの委託事業

1. 法人発行書籍等の管理・発送業務を実施します。
2. 全国手話検定試験補助業務等 法人事務事業を実施します。

### 第2節 自主事業

#### 1. アイアンドエフ・ビルディング株式会社からの委託業務

(1) 2013年8月から施設管理業務を委託した、アイアンドエフ・ビルディング株式会社から「コミュニティ嵯峨野」における下記の業務を再受託します。

- ①施設内の清掃およびベッドメイキング業務
- ②レストラン、ラウンジでのサービス提供業務
- ③厨房の調理補助業務、食器洗浄業務

#### 2. サイバーライン株式会社との共同経営

2015年5月から開始している、京都テルサ内「カフェラウンジ凜」のサービス提供業務を実施します。

#### 3. 清掃部門

(1) ぶらり嵐山、京都府庁（福利厚生センター、別館）、京都府立洛南寮、京町家の宿（12軒）、POT KYOTO（1軒）、嵯峨法務局、亀岡簡易裁判所、飲食店の清掃業務を実施します。

(2) 清掃業務箇所が増やせるよう積極的に営業活動を展開します。

#### 4. 書籍管理部門

一般社団法人全国手話通訳問題研究会の取り扱い書籍等の管理・発送業務を実施します。

#### 5. 物品販売・製作部門

(1) コミュニティ嵯峨野内の自動販売機の管理を行います。

(2) 特定非営利活動法人京都ほっとはあとセンターと連携し、各種イベントへの出店、物品製作等に取り組みます。

#### 6. 事務管理部門

パソコンを活用した新規事業の開拓に努めます。

#### 7. 京野菜栽培事業

(1) 有機・無農薬京野菜の栽培に取り組みます。

(2) 京都市役所前広場の植栽業務を実施します。

### 第3節 障害者指定特定相談事業所の充実

障害者指定特定相談事業所「相談支援事業所とも」は市町村および関係機関と連携を取り、計画的に事業を実施し、充実させます。

### 第4節 京都ほっとはあとセンターとの連携

京都ほっとはあとセンターからの受注を増やします。

(※京都ほっとはあとセンター：京都府・京都市・府内の授産施設や共同作業所が設立した「京都授産振興センター」を母体とし、障がいのある人たちの自立、社会参加を目的に1995年に発足、2006年に特定非営利活動法人の認可を受けた団体)

## 第4部 社会貢献事業計画

### 第1章 生活困窮者等就労準備支援事業

1. 農産物の生産、加工、流通および販売等の6次産業化による中間的就労の場を通して、生活困窮者等の生活習慣の回復と社会性やコミュニケーション能力の向上を図る等の就労準備支援事業を実施します。
2. 福祉事務所と連携して経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある生活困窮者等に中間的就労や就労体験の場を提供します。
  - ① 中間的就労 10名
  - ② 就労体験 延べ1,500名(1回半日)

### 第2章 生活困窮者自立相談支援事業の実施(亀岡市委託事業)

1. 対象者：経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人々(要保護者以外の生活困窮者)を対象とします。
2. 事業内容：就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプランの作成等を行います。

### 第3章 ソーシャルファームおぐり事業の実施

#### 第1節 農業を中心としたソーシャルビジネスの実施

1. 中間的就労者で、作業能力、就労意欲ともにあるが、年齢等の要件で一般就労が困難な人を雇用します。また、中間的就労者で就職に至っていない人を登録し、農繁期等に働く場所を提供します。
2. 事業内容：農作物の生産、加工、販売
  - ① 亀岡市内で1.91ヘクタールの農地を借用(水利料等経費負担のみ)
  - ② 無農薬(減農薬)・有機栽培で米(126アール)、もち米(10アール)京野菜(55アール)を生産
  - ③ 地域農業の担い手(草刈等の請負)
  - ④ コミュニティ嵯峨野のレストランを中心に販売の拡大
  - ⑤ 京都丹波地域内の障害者事業所と連携した農産物の加工品の生産
  - ⑥ レストランおよび喫茶事業の運営
  - ⑦ コミュニティビジネス(農園周辺の農家から野菜の購入、惣菜の販売等)
  - ⑧ 特別養護老人ホーム等の入所者の農作業体験(農業と福祉の橋渡し)

### 第4章 亀岡事業所の効率的・有機的運営

#### 第1節 「くらしと仕事のサポートステーションおぐり」(亀岡市)の運営

1. 日常生活等自立支援事業の拠点施設である「くらしと仕事のサポートステーションおぐり」を事務所として、生活困窮者等就労準備支援事業、自立相談支援事業、ソーシャルファームおぐり、および就労支援センターともの「とも農園事業」を連携して実施します。
2. 作付け計画、生産管理、農作業、受注、配達等事業の連携を密にし、効果的運営を行います。

## 第2節 地域連携

1. 地域の農業団体、ボランティア団体等の連携、協力を得て事業の推進を図るとともに、地域に貢献できるよう努力します。
2. 農業を行っている亀岡市を含む京都丹波地域内の障害者事業所と連携し、共同生産・共同受注の体制整備を行います。

## 第5部 法人事業基盤の確立

### 第1章 備品・機器の整備

#### 第1節 事業備品の整備

下記の事業で必要な場合は、順次最新の機器の導入・整備を図ります。

1. 人材養成の研修、統一／検定試験に必要な画像撮影、収録、編集、出力機器
2. 事務所業務における情報処理機器
3. 就労支援センターとも、おぐりの事業拡大にともない必要となる機器

#### 第2節 公的助成金の確保

2015（平成27）年度に引き続き、事業運営に必要な機器の経費について、法人収支の改善による財源確保を図るとともに、公的助成金・補助金の確保に努めます。

## 第2章 事業推進体制の確立

### 第1節 職員の資質向上

職員の質と知識の向上を図るため、次のことを行います。

1. 全職員対象の社内講演・研修
2. 外部研修会への参加促進（一般研修、専門研修、階層別研修）
3. パソコン操作のOJT教育

### 第2節 職員の健康管理

1. 生活習慣病予防健診、頸肩腕腰痛健診、VDT 検診の実施。
2. 衛生委員会の開催（産業医・衛生管理者の設置）。職場環境の改善。等の取り組みを実施します。

### 第3節 情報の共有化

課長会議、各課会議の充実を図り、職員の意見が事業に反映できるシステムを継続します。また、就労支援センターともではシフト業務の職員が多いため、重要な事項については作業前ミーティングにて、指示伝達を徹底し情報の共有化を図ります。

### 第4節 関係団体との交流

関係団体の業務や運動の課題等を相互に理解するため、関係団体等との職員交流、合同学習会を行います。

### 第5節 法人事業のPR強化

当センターについて広くPRし、実施事業について情報提供を図ります。

1. ホームページ内容の充実を図る
2. 「全国手話研修センター」、「くらしと仕事のサポートステーションおぐり」、「亀岡市生活相談支援センター」の紹介パンフレットの活用
3. 京・福祉の研修情報ネット（京都市社会福祉協議会運営）へ研修等の情報アップ

### 第6節 マイナンバー管理の徹底

職員、講師および各種委員から提出された【マイナンバー】の管理を図り、管理体制の維持、情報漏えい防止等のセキュリティー強化を図ります。

### 第3章 全国手話研修センター後援会との連携

#### 第1節 後援会加入の促進

1. 全国手話研修センター後援会員の目標達成に向け、職員の加入推進を図り、さらに周りへの加入呼びかけを広げます。
2. 後援会会員対象の行事開催、取り組み、おぐり野菜の販売に当たっては、その成功のため連携・協力して取り組みます。

#### 第2節 後援会運営

後援会の機関会議開催、出前ブース受付での加入呼び掛けなど、後援会運営については要請に基づき協力、共同の取り組みを行います。

### 第4章 法人事業新運営方針等の作成

#### 第1節 手話通訳関連事業等新方針の作成

今後の手話通訳関連事業の新運営方針、基本計画について、2015年度に引き続き、関係団体のご意見を踏まえ、事業企画委員会において方針案・計画案を検討し、理事会・評議員会に提案します。併せて、障害者福祉サービス事業並びに社会貢献事業についても検討します。